

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 1 日

事 業 主 様

神奈川県プラスチック事業健康保険組合

傷病手当金法改正のQ&Aについて

日頃より健康保険事業にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

令和 4 年 1 月より健康保険法改正により、傷病手当金の支給条件が変更になります。
それに基づき Q & A を作成しましたので送付します。

<変更点>

受給期間が支給開始日から 1 年 6 か月の期間から
支給開始日を基準に通算して 1 年 6 か月分となります。